

## 第2次基本給是正の実施漏れ等の発生

### 1 経緯

2020年8月、人事関係規程類の改正(2020.4.1付)に基づく「育児休業等による昇給の遅れの緩和」を実施するにあたり、過去に育児休業を取得した社員について、人事記録で残存号俸の確認をしていたところ、第2次基本給是正及び調整昇給の実施が漏れている社員が5名いることが判明しました。

第2次基本給是正実施時に出力したデータにおける、減号俸を有する対象者全員の人事記録を確認したところ、他にも第2次基本給是正の実施が漏れている等基本給更正が必要な社員が判明しました。

### 2 更正実施対象者数及び精算金額等(所属局別の対象者数は別紙のとおり)

34名(退職者2名を含む。)

総額4,288,221円(4月月例給与で精算予定)

(最高金額1,400,778円・最低金額19,665円・最長更正期間8年)

### 3 発生原因

- (1) 対象者データ等の確認不足
- (2) 規程類の誤解釈

### 4 対象者への説明等

- (1) 単マネ局対象者について、3月25日(木)に発出予定の指示文書に基づき、3月30日(火)までに管理者から当該社員への説明及び発令の実施を依頼。
- (2) エリマネ局対象者について、3月25日(木)に発出予定の指示文書に基づき、3月30日(火)までに管理者立会の下、損益・人事担当調整役から当該社員への説明及び発令を実施。

### 5 再発防止

- (1) 今回人事記録の確認に基づき減号俸を有していることを確認した社員をリスト化し、実施年度に総合人事情報システムから出力した対象者データとあわせて、減号俸を有している社員の減号俸の解消状況及び保有減号俸数を確認し、毎年リストの更新及び現行化を行う。
- (2) 第2次基本給是正の作業手順を作成・見える化し、複数名で実施漏れがないか確認する。
  - ア リストの対象者及び総合人事情報システムから出力した対象者の人事記録で減号俸を確認(減号俸の発生年度、是正実施予定年度、育休・休職期間の有無、4.1社員ステータスの確認)
  - イ 当年度に是正すべき減号俸を有している対象者を決定し、第2次基本給是正を実施(欠格基準の有無、基礎昇給実施の有無の確認)
  - ウ 翌年度に向けてリストの減号俸の是正状況を更新及び現行化(是正未実施の減号俸を有する社員の確認)

基本給更正実施対象局所属地区等内訳

地区 ブロック	局名	人数	内訳	
			2001	3001
新潟	新潟中央	1	1	
	加茂	1		1
新発田	新発田	1	1	
	新津	1	1	
	五泉	2	1	1
	豊栄	1		1
長岡	長岡	1	1	
	小千谷	1		1
	小出	1		1
	直江津	1		1
	糸魚川	1		1
長野	長野中央	1		1
	須坂	1	1	
	上田	1	1	
	佐久	1		1
	小諸	1	1	
松本	松本南	1	1	
	塩尻	1		1
	木曾福島	1	1	
上越	関山	1	1	
中越北部	新潟大学前	2		2
	新潟大野	2		2
	曾野木団地	1		1
下越北部	平林	1		1
魚沼	大井田希望の郷	1		1
北信	須坂穀町	1		1
	長野七瀬	1		1
東信	室賀	1		1
	上塩尻	1		1
	力石	1		1
中信	北穂高	1		1

(うち退職者1名)

(うち退職者1名)